

公益社団法人日本ボート協会コンプライアンス規定

第1章 総 則

第1条 (目 的)

この規定は、公益社団法人日本ボート協会(以下「本会」という)の役員等及び職員(以下「役・職員」という)並びに指導者の遵守すべきコンプライアンスに関する基本事項等を定めることにより、本会の事業執行の透明性・公正性を担保し、もって本会及び前記関係者に対する社会的な信頼を維持・向上することを目的とする。

第2条 (役・職員及び指導者の範囲)

1. この規定において、役員等とは、本会定款第5条の社員、第22条の役員(理事・監事)、第29条の相談役、第38条の名誉職(名誉会長・顧問・参与)及び各種委員会の委員・スタッフをいう。
2. 職員とは、本会定款第50条に規定する事務局職員をいう。
3. 指導者とは、本会の委嘱を受けてボート競技の指導等に当たるコーチ、トレーナー、ドクター等をいう。

第2章 役職員の責務等

第3条 (役・職員及び指導者の基本的責務)

役・職員、指導者は、本会定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令や本会の関係規定に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

第4条 (役・職員及び指導者の遵守事項)

1. 役・職員、指導者は、暴力、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、各種差別的行為等の公序良俗や法令等に反する行為を絶対に行ってはならない。
2. 役・職員、指導者は、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)及び本協会のアンチ・ドーピング規定を遵守する。
3. 役・職員、指導者は、個人の名誉・信用を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
4. 役・職員、指導者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地

位を利用して自己もしくは第三者の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

5. 役・職員、指導者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
6. 役・職員、指導者は、自らの社会的な立場を認識・自覚して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

第3章 コンプライアンス委員会等

第5条（コンプライアンス委員会の設置）

1. この規定の実効性を確保し、本会内部通報規定に基づく本会所属の選手その他ボート競技関係者からの不正行為等の通報・相談（以下まとめて「内部通報」という。）等に適切に対処するため、コンプライアンス委員会を設置する。
2. 本会のコンプライアンス委員会は、裁定委員長ではない監事2名、コンプライアンス担当理事、総務委員長、指導者育成委員長の5名の役員、ないし、以上に弁護士資格を有するオフィサーまたは委員である1名を加えた6名で構成するものとし、上記の監事2名の互選によりコンプライアンス委員長を定めるものとする。
3. 委員の任期は役員等の任期に従うものとする。但し、再任を妨げない。
4. コンプライアンス委員会は、第1項の事案の発生等に応じて適時委員長が招集するものとし、委員長に支障がある場合には、コンプライアンス担当理事が招集する。
5. コンプライアンス委員会の定足数は3名とし、出席委員の過半数の賛成で議事を決する。但し、緊急その他やむを得ない場合には、電磁的方法その他適宜の方法で意見の集約等を図ることができるものとする。
6. コンプライアンス委員長は、必要と認めたときは、本会の役・職員、指導者を委員会に出席させ、報告、説明および意見陳述等を求めることができるものとする。

第6条（役・職員及び指導者がこの規定に違反した場合の対処等）

1. 役員等に、この規定に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合及び前条第1項の内部通報の対象となる不正行為等は、コンプライアンス委員会が調査を行い、その結果と対応を理事会に答申する。

理事会はコンプライアンス委員会答申及び関係諸規定等に基づき役員等への厳正な措置(辞職勧告等)もしくは内部通報に関する相当な措置を採るものとする。

社員除名と役員解任の場合は定款第9条及び第27条の定めにより総会で議決し会長が処分を行う。

2. 職員に関する対処は、本会職員服務規程の定めに基づき理事会が厳正に取り扱うものとする。

3. 指導者に関する処分は、本会業務執行会議の決議に基づき、強化本部長がこれを行うものとする。

なお、この処分については、強化本部長が遅滞なく理事会に報告するものとする。

第4章 付 則

第7条 (所管等)

本規定の所管は理事会とし、その改廃は理事会承認事項とする。

第8条 (倫理規定の廃止)

従前の本会倫理規定は、本コンプライアンス規定の施行と同時に廃止する。

第9条 (施行)

本規定は、平成25(2013)年2月15日から施行する。

【改定履歴】

平成25(2013)年3月15日 制定

平成26(2014)年9月19日 改定

平成27(2015)年3月13日 改定

平成28(2016)年5月18日 改定